

撮影のための無線操縦航空機使用に関する誓約書

ラリー北海道 大会組織委員会 殿

私は、無線操縦航空機(通称ドローン)等を用いて撮影活動を行うに当たり、以下の事項を厳守いたします。

- いかなる場合も航空法、国土交通省の定めるガイドライン等関連法規・ガイドラインを遵守すること。
- ラリーガイド1・2、メディアセーフティーガイド並びにオーガナイザーの発行物、メディアブリーフィングにおけるドローン飛行についての制約や指示等についてはいかなる場合もこれを遵守すること。
- 離発着、飛行中、空中静止ならびに撮影中のいかなる場合に於いても、競技車両、競技中の競技コース直上および観客の真上を飛行しないこと(競技中とは、00カー通過後から、ステージ終了後のスーパードロップ通過までを指します)。
- 飛行に於いては、制御不能に陥った場合に競技や観客・関係者等の安全に影響を及ぼす可能性のある場所に墜落・不時着しないように配慮して操縦を行うこと。「障害発生時に自動的に、あらかじめ定められた地点に戻ってくる機能」等に依存せず、常に安全な緊急着陸場所を意識し、制御困難な機体を手動で着陸させることを考慮しながら飛行させること。
- いかなる場合も観客、選手、オフィシャルその他の行動を妨げないこと。
- オフィシャルの求めがあれば、いかなる場合も即時に撮影を中止し機体を安全な場所に着陸させること。
- いかなる場合も、飛行及び撮影に関する機材の損傷についてオーガナイザー、観客、選手、チーム等関係者に損害賠償を求めないこと(賠償を求める権利を一切放棄します)。
- 撮影ポイントについて、オーガナイザーにメディアブリーフィング前日までに飛行計画書を提出し、飛行許可を得ること。
- 飛行並びに撮影活動に於いては、地域住民、観客、選手、チーム、他の取材メディアに充分配慮し、騒音や臭気等が迷惑にならないようにすること。

また、以下について誓約します。

- 過失・故意を問わず、他者(地域住民・観客・選手・チーム員・オーガナイザー人員・オフィシャルなどを含む全ての入場者を指します)に対して直接或いは間接的に傷害を負わせた場合や、その原因となったとき、および他者の所有する土地財産等に対して損害を与えた場合は、被害を被った選手、チーム並びにチーム員、観客、オフィシャル、オーガナイザー、地域住民、地主、物件所有者、地方自治体、企業、政府機関等に対しての直接の賠償責任を負い、オーガナイザーには一切の責任を問わず、賠償を求めません。
- 撮影ならびに飛行の活動に関して生じた賠償について第三者からオーガナイザーに対して損害賠償を求められた場合、オーガナイザーに代わって全ての責任を負います。
- 賠償責任の遂行に於いては善意を以て誠実に当たるものとします。登録された操縦者以外が操縦し事故を起こした場合、状況を問わず主たる責任者として登録した者が代わって賠償義務を負うものとします。
- 飛行許可は権利ではないことを理解しており、理由に関わらず一旦与えられた許可が制約を受け、或は取り消しを受けることがあってもこれに異議を申し立てません。

**撮影・取材者本人署名**

2016年 月 日

印

**事故の際の主たる責任者の誓約**

2016年 月 日

媒体名 \_\_\_\_\_

責任者 \_\_\_\_\_ 印